

中世都市の慣習法とその史的基盤 (一)

—ノリッチ市の場合—

田中正義

I

中世都市に関する Royal Charters というものは、元来、夫れに依って当該都市民たちが彼等の諸特権(liberties)を行使する所の、その公的権限を定めたものであり、斯かる目的のために夫れらの charters は、いま一般に Courts of Justice において発給せられたものである。然し乍ら、斯かる charters には、夫れらが事柄の細目に立ち入ると云うこと、その精細なる限定に及ぶと云うこと、は先ず無い。その上になお、斯かる charters において裁可せられたものの多くは、——殊に初期の charters にあつては、王の律令(royal ordinance)と言わんよりは古来の地方的慣習(local custom)の執行を意味するものであつた。都市行政が漸く複雑化してくるに伴って、都市民たちにとっては、彼等自身の運営並びに指揮のために、彼等の間に於て是認せられた一団の諸慣習を体系的に整序・編纂する事が得策でもあり、必要なことでさえあるようになった。かくして、その重要性に於て、(一般に)君臨する主権者(the reigning Sovereign)に依り確認せられた「特権状」(the Charters of Liberties)に次ぐ所のものとして、爰に 'Custumal' [慣習法集]なるものが現われるに至つたのである。夫れらは、屢々何らかの証拠記録集(Book of Evidences)中に一つの謄本(copy)の形で遺つて居り、その最初の編纂以後に生じた所の改変と附加との痕跡を其処に留めて居るにも拘わらず、夫れらは殆ど常に、明らかに極めて早い時代から一般に行われ來つた所の諸慣習を具現して居るのであつて、重要性を有する殆ど総ての都市が、第13世紀の終末より後ることさして遠からざる時点において既に重要な諸条例(by-laws)の'Custumal' を集成し了えていた、と云う事は大いに有り得ることである、と言われるのである¹⁾。

我々が曩にその都市民共同体 (the citizen community) の生成過程をおよそ第13世紀中葉(1256)に至るまで具さに跡づける所があつた、Norfolk 州の Norwich 市に関しては²⁾、事態はまさにその様に推移した。即ち、此の都市には、上述の如き性質のものとして、 \gg Liber Consuetudinum \ll 〔慣習法書〕と称せられるものが存して居るのであるが、夫れは、その成立はまさ

1) William Hudson & John Cottingham Tingey, ed., *The Records of the City of Norwich* (2 vols.; Norwich, 1906-1910), Vol. I (ed. by W. Hudson), Introduction, pp. cxix-cxx.

2) 拙稿「中世都市民共同体の生成—ノリッチ市の場合」〔立教經濟學研究〕第43巻第4号

しく¹³⁰⁸年の頃と推定せられていて、其処に現われて居る所のものは極めて早い時代から此の市に於て行われ来た所の諸慣習を、いま第13世紀末の時点——¹²⁸⁶年ころ——に於て総括せる所のものを事実上表わしている、と考えられるのである³⁾。

以下、本稿に於ては、我々は、上記の‘Custumal’が¹⁴⁵²年の頃編纂せられた・もと王との間における当市の特権を繞る訴訟手続の記録集たる‘Book of Pleas’中に「ノリッチ市において古来保持せられ運営せられ来た所の法と慣習」(Leges et Consuetudines ab antiquo in Ciuitate Norwicensi optent et usitat)と題して収録されている、其の第15世紀の一つの謄本を以て、我々の依拠するところのテキストたらしめることとする⁴⁾。

II

此の‘Custumal’は、全体は51の章(*capitulum*)から成立っているが、その場合、[A]第1章から第32章までは全く法的訴訟手続(Legal Procedure)を取扱っていて、そのうち(a)その第1章から第10章までは刑事訴訟(Criminal Causes)並びに警察訴訟(Police Causes)関係のもの、(b)その第11章から第32章までは都市裁判所において通常審理(try)された所の民事訴訟(Civil Pleas)関係のものである。而して[B]第33章から第44章までは商業(Trade)並びに取引(Merchandise)を取扱っており、[C]爾余の章—第45章以下第51章までは、その他の雑である。

いま以上の如き構成を採るところのNorwich市の‘Custumal’について、此処では、先ず最初に、上記[A]の(a)——当時都市裁判所において審理せられる習わしであった所の、民事訴訟に関する第11章～第32章を採り上げる。

そうすると、我々に依って先ず以て注目せられるのは、第18章の規定である、——其処には、当市に存在する所の(*in illa ciuitate existencia*)一般に[都市民の]保有地(*tenementa*)は、ロンドン市にて行われるのが常であるのと同じ法並びに慣習に依って(*per leges et consuetudines eiusdem sicut in ciuitate London fieri consuēt*)、当市の裁判所に於て世俗の仕方に従って[——教会裁判所=法廷ならざる、都市民の公共的裁判集会=法廷における仕方に従って] (*laicaliter*)訴答対象たるべき所のものなるが故に(*quia in curia sunt placitanda laicaliter*)、俗人の保有地(*laica tenementa*)は、Norwich市に於て古来行われ来れるが如くに(*sicut in antiquitate est usitatum in ciuitate Norwicensi*)、遺言状或いは今や死亡しつつある者の遺言に於て(*in testamentis seu ultimis dacedencium voluntatibus*)、自由に遺贈せられ、自由に譲渡せられることを得(*libere poterunt legari et assignari*)、と規定せられていて、其処に、我々は、古来の此のNorwich市の都市民の保有地=不動産の遺贈(*devises*)・相続(*inheritance*)の自由に関する法と慣習とが爰に確認せられて居ることをハッキリと認識することが出来るの

3) Hudson & Tingey, ed., *op. cit.*, Vol. I, Introduction, p. cxx. Cf. *ibid.*, Vol. II (ed. by J.C. Tingey) Introduction, p. xxi.

4) *Ibid.*, Vol. I, pp. 132-199.

である。

このこととの関連に於て、次の第19章の規定がまた注目せられる。即ち、其処には、いま或る婦人(*mulier*)にして、彼女がその夫との婚姻を〔床入りを通じて〕完了する以前に(*antequam matrimonialiter viro sua sit copulata*)、上記の〔Norwich市〕において彼女自身の取得せる一つの保有地を有したりとせんか(*si habet tenementum ex adquisito suo in eadem ciuitate*)、彼女は、彼女の死の床に於てか或いはまた彼女の好むところの他の時に(*in lecto suo mortali vel aliter cum sibi placuerit*)、若しもしま彼女にして彼等〔一彼女とその夫〕の間に結ばれたる婚姻ののちに一人の子をも産まざりしとせば(*si non peperit ei post matrimonium inter eos contractum*)、彼女の夫のほか何者であれ彼女の好む所の者に対し(*cuicumque sibi placuerit de marito suo*)、上述の如くにして〔婚姻以前に〕彼女に依って取得せられたる保有地を彼女の遺言に於て自由に遺贈し得べき所の完全なる権限を有する(*.....bene potestillud tenementum sibi ut prius adquisitum in suo testamento libere legare*)。而して、若しまた、彼等〔一彼女とその夫〕の間の〔婚姻の〕契約が教会〔の祭壇〕を前にして厳肅に祝福せられたる後において(*post contractum inter eos solempnizatum in facie ecclesie*)、彼女にして〔その夫との間に〕一人の子を産みたりとせんか(*si peperit eidem*)、彼女は、彼女の夫の死したるのちは、彼女の遺言の形式に従って彼女の不動産受遺者〔一即ち夫の相続人たる前記一人の子〕に〔将来不動産権〕の存するが如くに(*ita quod post mortem moriti sui remaneat legatorio suo secundum formam testamenti sui*)、夫れ〔一前述の彼女が婚姻以前に取得したる所の保有地〕を遺贈することを得(*.....poterit illud legare*)と、規定されて居るのである。

而して、なお、第20章の規定を見るに、其処には次の如く書かれて居る。いま或る男と彼の妻と(*vir et uxor aliquod*)が上記の〔Norwich市〕に於て一つの保有地を共に協力して(*simul et coniunctim*)、彼等のために、彼等の相続人たち(*heredibus*)また譲受人たち(*assignatis*)のために、手に入れ(*adquiro*)たる場合、その婦人の夫(*maritus illius mulieris*)は彼の妻の受諾と同意との下に(*de assensu et consensu illius uxoris sue*)作成せられたる・彼の当該保有地に関する遺言状(*testamentum*)に於て、〔夫婦〕協力して購入せられたる当該保有地を(*illud tenementum coniunctim adquisitum*)彼の上記の妻に対して彼女の生存中は(*ad terminum vite sue*)彼女が此れを保有(*terminando—? tenendo*)するように、——将来その妻が死去せるのちは(*post eius uxoris decessum*)、前記の保有地は上記の遺言状に拠って彼の或る受遺者(*alicui legatorio sue*)に——彼の身体より生れ出でたる子孫たる彼の相続人たち(*eius heredibus de corpore ex-untibus*)に〔将来不動産権〕として留まる(*remaneo*)ように、——而していま若し彼〔一受遺者〕にして彼〔一遺言状の作成者〕の身体より生れ出でたる合法的なる子孫に非ざる時は(*nisi habent exitum de corpore suo legitimum*)前記の保有地は遺言者並びに〔その後の〕保有者〔一遺言者の妻〕の死後(*post illius tenentis et testatoris decessum*)売却(*vendito*)せられて夫れより生ずる所の代価(*precium inde proueniens*)は遺言執行者(*executor*)たちに依って上記の夫と彼の妻

とのために敬虔なる用途に充てられるように[——両人の死後の靈魂の救済のために教会に寄進せられるように]、遺贈(*lego*)して居るのである。

さらにまた、第23章の規定を見るに、そこには、——或る保有地がいま一人の男とその妻とに依って当[Norwich]市において協力してかち得られて居る場合、若しもいま其の夫にして彼の妻の同意のもとに且つ彼女の意思を以て(*de consensu uxoris sue et de eius voluntate*)彼の捺印証書(*factum*) [=遺言状]に於て(*in facto suo*)斯く[夫婦]協力して得られたる所の斯かる一つの保有地(*tale tenementum sic coniunctim acquisitum*)が[将来]彼の遺言執行者(*executor*)たちに依って売却(*vendito*)せられ、夫れより生ずる所の代価(*inde faciendum precium*)が彼の靈魂[の死後の救済]のために(*pro anima sua*) [教会に寄進せらるべく]既に[前記の保有地を]遺贈(*lego*)し居るとせんか、而して、いま若しまた上記の妻にして彼女の夫の死後に於て(*post mortem illius viri sui*)彼女が一人の遺言執行者たるか否かは之を問わず(*siue sit executrix siue non*)、斯かる種類の遺贈に於て(*in huiusmodi legato*)彼[一夫]の捺印証書[=遺言状]を既に追認(*ratum habere*)し居るとせんか、而して今や彼女の同意(*suus consensus*)が此の件に関して完全に成立せる[都市]裁判所に於て(*in plena curia super hoc*) [四人の]ベイリフたちを前にして(*coram Balliuis*)⁵⁾ 聴き届け(*audio*)らるるならば、その[都市裁判所に依る所の]認可(*concessio*)、また斯かる[彼女の]同意は「捺印証書承認文書」(*rotulus de recognicionibus cartarum*)中に登録(*irrollo*)せらるべく、而してその後(*et postea*)、斯かる婦人[一遺言状作成者の妻]は、彼女が彼女の手中に有する所の(*quas et que inde penes se habet*)諸捺印証書並びに諸証書(*cartas et instrumenta*)を[前記の彼女の夫の遺言執行者たちに]引渡す(*libero*)ことが[裁判所に依って]命(*iniungo*)ぜられるべきこと、とあるのである。

以上、我々は、本‘Custumal’について、その第11章ないし第32章の・当時都市裁判所で審理せられた民事訴訟に関係する諸規定中その主要なる諸章——第18, 19, 20, 23の諸章に就いて、夫々重点的に夫れらの重要なる部分につき能う限り忠実にテキストを訳出、紹介し来たった訣であるが、夫れでは、以上のごとき事実上第13世紀末の時点に於ける我がNorwich市の慣習法の諸規定を通観してみても、そこに、我々は、総じて当時 Norwich 市に於て都市民の夫婦間にはいま如何なる土地保有関係が存在していたと想定すべきであろうか。

一般に、今日、イングランドの法律家たちが‘Husband and Wife’の分野として理解する所の、そうして彼等の中世時代の先輩たちが《Baron et Feme》の分野と呼べる所の、此の法の分野に於ては、中世末そこに、首尾一貫せざる諸慣行の一つの込み入った多様性(a perplexed variety of incongruous customs)が認められ、夫れを説明することは甚だ困難なことである、

5) 前掲拙稿「中世都市民共同体の生成」, 122ページ, 並びに註(31), 参照。

6) Frederick Pollock & Frederic William Maitland, *The History of English Law before the Time of Edward I* (2 vols. ; Cambridge, 1895; 2nd edn., 1898), Vol. II, p. 399.

と言われて居る⁶⁾。Holdsworth も亦、斯くのごとき Maitland の言を承けて、配偶者の有る婦人の法的地位(the status of the married woman)の問題は私法(private law)の一切の諸問題のなかでも解明の最も困難なる夫れの一つに属し、諸学説は、今日まで最も多様な解答を与え来ったし、現に今日に於ても猶与えつつある、と言う⁷⁾。

とは言え、此の問題に対して今日迄に与えられ来った、寔に数多くの種々多様な解答を極く大雑把に整理するとすれば、中世西ヨーロッパ世界に於ては其処に二つの主要なる体系が存在した、と言うことを得よう。即ち、一つは、夫と妻とのあいだにおける 'community of goods' 或いは 'community of ownership' の関係が存在したところの地域であり、いま一つは斯かる関係の存しなかったところの地域である。而して、イングランドはいま、Normandie また大部分のドイツ地方とともに、フランスの北半分またスカトランドとは凡そ対照的に、まさに後者の地域にこそ属して居るのである⁸⁾。

併し乍ら、中世時代に於ては、これら二つの体系への分割は、イングランドでも必ずしも截然たるものではなかった。夫れが証拠に、後世第18世紀 William Blackstone(1723-80)をして、今日なお此の国の一般に法に関し古典的權威を有するとせられる其の〈英法註解〉に於て、次の如く曰わしめて居るのである、——『婚姻に依って、夫と妻とは、法における人格となる、即ち、該の婦人の存在そのもの乃至彼女の法的存在は、当該婚姻期間中一時停止状態となる、或いは少くとも該の夫の存在そのもの乃至その夫の法的存在の内に組み入れられ、統合せられる。夫の羽翼・庇護・外被の下に、彼女は何事をも為す。それゆえ、わがフレンチ [—Anglo-French] の法律用語 (law-French) では、彼女は *feme-covert* [—夫の保護の下に在る婦人] と称せられ、彼女は *covert-baron* の状態——或いは彼女の夫・彼女の *baron* ないし主人 (lord) の保護並びに影響力の下に在る者、と言われる。彼女の婚姻期間中における彼女の社会的地位は有夫の身分 (*coverture*) と称せられる。夫と妻の形における人格の合一に就いての如上の原則の上こそ、彼等の孰れもが婚姻に依って取得する所の、殆どすべての法的権利[そのうちには財産権も当然含まれる]・義務・権利能力の欠如と云ったものは、いま依存して居るのである⁹⁾』と。——此の Blackstone の言説に現われた「夫と妻の形における人格の合一」(an union of person in husband and wife)、夫と妻と云う唯一つの人格 (but one person) とは、畢竟現実には夫の人格以外の何物でもない。而して、此の論理に従えば、財産は主人 (lord) たる所の夫の支配 (*potestas, dominium*) の下に在り、妻は彼女自身として即自的には財産を所有する所の

7) William Holdsworth, *A History of English Law*, Vol. III (London, 1908; 5th edn., 1942), p. 520.

8) Pollock & Maitland, *op. cit.*, Vol. II, pp. 400 ff.; Holdsworth, *op. cit.*, Vol. III, pp. 521 f.

9) William Blackstone, *Commentaries on the Laws of England; A Facsimile of the First Edition of 1765-1769* (4 vols.; Chicago, 1979), Vol. I: *Of the Rights of Persons* (1765), p. 430. Cf. J. H. Baker, *An Introduction to English Legal History* (London, 1971), pp. 258-62 [小山貞夫訳『イングランド法制史概説』(創文社, 1975年), 445-52ページ]。

能力を欠如して居る、と云う事にならざるを得ない。従って、妻が婚姻関係に入る以前に所有していた財産は、すべて婚姻と同時に、妻の支配者 (sovereign) たると同時に後見人 (guardian) たるところの、夫の財産となる。そのことは、此の・夫婦は単一の人格であると為す所の “the doctrine of unity of person” の論理のいま必然的なる帰結なのである¹⁰⁾。

然らば、歴史的現実は、果して何うであったであろうか。——我々は、先きに Norwich 市の ‘Custumal’ の第19章に、『いま或る婦人にして、彼女がその夫との婚姻を完了する以前に、Norwich 市において彼女自身の取得せる一つの保有地を有したりとせんか、彼女は、彼女の死の床に於て或いはまた彼女の好むところの他の時に、若しもしいま彼女にして婚姻ののちに一人の子をも産まざりしとせば、彼女の夫のほか何者であれ彼女の好む所の者に対して、彼女の婚姻以前に取得せし保有地を彼女の遺言に於て自由に遺贈し得べき完全なる権限]を有す』と書かれていたのを爰に想起するのである。すなわち、此処に端的に現われて居るところの当時の中世都市の土地法 (burgh-land law) の特徴的事実、抑々都市の都市民の保有地 [= 屋敷地] は、決して都市民夫婦の間に於ける無差別 = 一体的な保有関係を表わすことなく、飽くまで夫の保有地、妻の保有地と云う差別を認めたる上での——斯かる差別を前提とする所の・都市民夫婦間に於ける土地保有関係を表わして、夫は ‘community of ownership’ でもなければ、また夫と妻の形における人格の合一——夫に代表せられる唯一つの人格に依る所の土地保有関係でもなくして、紛れもなくまさしく都市民夫婦の ‘joint possession’ の関係をこそ、表わすものであった、とそう我々は断ぜざるを得ないのである¹¹⁾。

III

次に、我々は、事実上第13世紀末の時点に於ける中世都市 Norwich の慣習法的諸規定を表わす所の、‘Custumal’ の、既述の [B]——前段、46 ペイヂ参照——に分類された其の諸章—商業・取引に関する規定を含む・第33章から第44章にいたる諸章に就いて、——このたびは此れら諸章を逐一順を追って而もそれぞれほぼ其の全章に亘って、先ず最初にテキストの訳出・紹介

10) Cf. Baker, *ibid.*, pp. 258-62 [小山訳, 前掲書, 445-52 ペイヂ]。

11) Cf. Hudson & Tinge, ed., *op. cit.*, Vol. I, Introduction, p. cxxi; Morley de Wolf Hemmeon, *Burgage Tenure in Mediaeval England* (Cambridge, Mass., 1914), pp. 144 f. なお、筆者は嘗て、Hampshire 州の Winchester 市について、“Winton Domesday” 第二部 (1148) の巨細に亘る分析を行い、その結果、第12世紀中葉 Winchester においても第13世紀末の Norwich 市に於けると同様に、妻が夫と別個・独立に土地保有の主体たりし史実をいくつか発掘する所があったのであるが、その際は飽くまで事実を事実として指摘するに止まり、未だ全体として中世都市民に於ける夫婦間の土地保有関係を「理論的に」解明する迄には到らなかった。此の点を拙著の書評に於て鋭くも剔抉せられた三好洋子教授のご批判に些か応える意味において、今回茲に本文のごとくに記す。拙著『イングランド中世都市の展開』(刀水書房, 1987年), 211 ペイヂ註(300), 214 ペイヂ註(324), 215 ペイヂ註(329), 特に234~5 ペイヂの本文記述、ならびに三好洋子教授の上記拙著に対する書評—「法制史研究」37 (1988), 293 ペイヂ, を、それぞれ参照せられたい。

を行い、次いで之に関するコメントを附する、と云った形で記述を進めてゆくこととする。

第33章——『当[Norwich]市におけるパン条例を守らんがために(*pro assissa panis in ciuitate custodienda*)四人の廉直にして適法なる者を毎年選ばしめ(*quatuor probi homines et legales eligantur annuatim*)、彼等をして[都市]共同体[の人民集会]の面前に於て宣誓せしめるべきである(*coram communitate iurentur*)。すなわち(*videcit*)、[上記の四人のうち]二人はパン焼職人(*pistor*)の職分(*officium*)の中から(*duo ex officio pistoris*)、そして他の二人は(*et duo alii*)、都市並びに祖国[—Norwich市並びにイングランド王国]の公益(*communis utilitas*)のためには何を為すべきかを良く心得て居るであろう所の(*qui melius sciuerint facere quod incumbit pro communi utilitate ciuitatis et patrie*)、前記[Norwich]市の適法なる者たちの間から(*de legalibus hominibus dicte ciuitatis*)[夫々はれを選ばしめるべきである]。而して、彼等[—四人の者]に、彼等の[為せる]宣誓に基づいて(*per sacramentum suum*)、彼等が能く且つ忠実に該[パン]条例を遵守し、また遵守せしめられることを(*quod bene et fideliter custodient et custodiri facient assissam*)、義務づける(*onero*)べきである。而して、此れらの選挙せられ宣誓せしめられたる四人の者(*illi quatuor electi et iurati*)は、穀物[—小麦]を買い入れ、夫れを碾いて粉にし、篩ふるいに掛け、焼いて、そこから彼等が売り出すパンを製造すべきであるが(*.....ement bladum et illud facient molare buletare et infurniri et panem inde prouenientem vendicioni committent*)、その場合、彼等[四人の者]は、人びと[—パンの購入者たち] (*populus*)がペテンにかけられることなく(*non decipiatur*)、彼等[—パンの購入者たち]が夫れ[—パン]を詐欺に遭わずに公正かつ誠実に役立たしめられるように[—公正なる価格を以て入手し得るように](*ymmo quod eidem recte ac fideliter seruiatur sine fraude*)、而してパン焼職人をして彼の[惹き起す]揉め事[の回避]のために当[Norwich]市に於て行われて居る古来の共同の条例[—慣習法]を保持(*habeo*)せしめるように(*et habeat pistor pro labore suo communem assissam antiquam in ciuitate usitatam*)、[嚴重に]監視(*video*)するものとする。而して、其の際[四人の]ベイリフたち¹²⁾は、彼等[—前記四人の者たち]に対して、上記の穀物[—小麦]を購入し、パンが販売せられるに到る迄[に為さるべき]上述の其の他の事柄を実行するために(*ad dictum bladum emendum et alia premissa facienda quousque panis vendatur*)、[必要な]金額を交附すべきである(*.....liberabunt.....pecuniam*)。而して当[Norwich]市の如何なるパン焼職人も、上記のパンが売られ、次いで[その再生産の過程で]此の穀物[—小麦]がほどほどの値段で[農民から]買い入れられるに到るまでは(*donec idem panis vendatur et illud bladum ematur de precio mediocri*)、[一切]パンを販売せざるものとする。而して[枴・秤]の検定(*assaia*)は、年に二回即ち聖ミカエルの祝祭後に一回、復活祭後に一回、為さるべきである。而して当[Norwich]市における如

12) 前掲拙稿「中世都市市民共同体の生成」、122ページ、参照。

何なるパン焼職人の計量器(*mensura*)も又如何なる[パン焼職人以外の]他の者の夫れも(*et nulla mensura pistoris in ciuitate nec alicuius alterius*), [四人の]ベイリフたちの管理下に在る・領主たる王の[度量衡の]原基(*standardum*)よりも高さに於ても或いはまた深さに於ても(*in altitudine vel in profunditate quam sit standardum domini Regis existens in custodia Balliuorum*)決して大(*largus*)ならざるべきものとし、総てを凡ゆる点において当該大きさのものたらしめるべきである(*set quod omnes sint illius status in omnibus*)。而していま若し[上述のものとは異なる]他の計量器にして当[Norwich]市に於て発見せられるならば(*et si alia mensura inueniatur in ciuitate*), 直ちに夫れを差押えて安全に之を保管し(*statim capiatur et saluo custodiatur*), 決して[四人の]ベイリフたちの手許に没収物として留め置かれる以外何びとにも返還せらるべきではない(*nec cuique restitatur set tanquam forisfacta balliuis remaneat*)。而して、上述せる事どもに於て或いは又其の孰れかに於て違反したる所の者は夫れ相応に重く罰せられるべきである(*Et delinquentes in premissis vel eorum aliquo grduiter puniantur prout decet.*)。同様に又(*item*)葡萄酒並びに麦酒の検定(*assaia*)は、領主たる王の[巡回裁判に於ける大陪審の宣誓を司る]執行官(*marescallus domini Regis*)に依って一般的に命ぜられて居る所[の指針]に従い(*secundum quod iniunctum est communiter per marescallum domini Regis*), [四人の]ベイリフたちに依って彼等の宣誓に基づき(*per bulliuos in virtute iuramenti sui*), 遂行(*seruo*)せらるべきである。而して[四人の]ベイリフたちをして、当[Norwich]市には如何なる葡萄酒あるいは麦酒の不正なる計量器も存在せざることを(*quod nulla sit falsa mensura vini vel seruicie in illa ciuitate*)彼等自身に[不断に]注意せしむべきである。而して、一般に如何なる居酒屋の亭主たち(*tabernarii*)もまた麦酒醸造人たち(*brachiatrices*)も、若しもいま夫れら[の計量器]にして先ず最初に[前記の]領主たる王の原器に拠って検査(*examino*)せられ、[次いで]一人の首席ベイリフ(*Balliuus principalis*)の所見(*visio*)に拠って市の印章(*signum ciuitatis*)¹³⁾が押印せられて居ないならば(*nisi prius examinentur per standardum domini Regis et signentur signo ciuitatis per visum Balliui principalis*), 夫れを用いて販売する如何なる計量器も[一般に居酒屋の亭主並びに麦酒醸造人は]之を所持すべきではない。而して当[Norwich]市に於ける如何なる計量器も四人の首席ベイリフたちの[一首席ベイリフを含む四人のベイリフたちの?]或いは少なくとも彼等のうちの一人の者の所見に依る以外、検印せられることはなく、この

13) Hudson & Tingey, edd., *op. cit.*, Vol. II, p. 278 の写真版, 参照。そこには、此のベイリフ時代における Norwich 市の円形の 'common seal' が、——》SIGILLUM BALLIVORUM NORWICI.《なる銘文 (inscription)とともに城閣を浮彫にせる其の表面(obverse)[第1図]並びに》CUM ISTO SIGNO, NOVUM TIBI SUM NORWYCE SIGILLUM.《なる銘文とともに獅子を浮彫にせる其の裏面(reverse)[第2図]が、それぞれ原寸大で示されている。

ことは〔抑々〕彼等の選挙の際に提出せられた所の宣誓〔書〕に基づく所である〔Et nulla mensura in ciuitate signetur nisi per visum quatuor Balliuorum principalium vel saltem unius eorum et hoc in virtute iuramenti sui prestiti in eleccione sua.〕。而して、当該印章は、彼等〔一人のベイリフたち〕の主人たち〔前記執行官並びに王〕の面前に於ける場合を除き、如何なる法廷弁護士 (*seruientus*) に対しても決して引き渡されることはないものとする (Et quod signum nunquam tradatur alicui seruienti nisi in presentia dominorum suorum.)。』

第34章—『彼等がいま如何なる者であれ商人たち (*mercatores*) の手中に在るところの当〔Norwich〕市に於て用いられて居る〔毛織物等を測る〕長さの単位並びに〔葡萄酒等を測る〕重さの単位〔の計器〕を (vulne et pondera in ciuitate usitata in manibus mercatorum existencia quicumque fuerint), 年に二度, 三度ないし四度 (*bis ter vel quater in anno*), —夫れをもって為す所の一切の購買並びに販売のために夫れらが十分に信頼に値する資格〔一機能〕を有するものなりや否や (*si sint bona fidelia competencia pro omnibus ementibus et vendentibus exinde*), 〔四人の〕ベイリフたち〔をして彼等〕の意志のままに検査 (*scrutor*) せしめるべきであり (*scurutentur... ad voluntatem Balliuorum*), 而して夫れら〔の計器〕に, 此の〔目的の〕ために供せられる或る幾つかの証印 (*sigillum*) を押さしめるべきである (*et signentur certis singulis sigillis ad hoc prouidendis*)。而して, 不正なること乃至適法に非ざることが見出される長さの単位・重さの単位〔の計器〕は (*ulne et pondera que falsa poterunt inueniri seu non legalia*), 夫れらが発見せられ次第何時なんどきでも (*quandocumque fuerint inuenta*) 夫れらは差押えられて其の使用を停止せしめられ, 壊されて〔原形を留めぬまでに〕全く^{こぼ}毀たれるべきである (*capiantur et suspendantur et frangantur et omnino adnichillentur*)。而して当〔Norwich〕市に於て役立たず信用出来ぬと思われた所の計量器 (*mensura*) に就いて, いまそのようになさるべきである (*Et ita fiat de omnibus mensuris que inuente fuerint inabiles et infideles in ciuitate.*)。而して, その者の許に斯かるもの〔一信用の置けぬ計量器〕が見出された所の者たちは, その反則 (*transgressio*) の故を以て嚴重に罰せらるべきであり (*pro illa transgressione grauiter puniantur*), 且つ彼等をして将来 (*in posterum*) 当〔Norwich〕市に於て彼等が斯かること〔一違反行為〕を〔繰り返し〕為さざるべきことの保証 (*secritas*) を十分になさしめるべきである (*et sufficentem faciant securitatem quod in posterum in illa ciuitate talia non committent*)。而して, いま若しそのような保証が為され, 或はそのような違反行為 (*commisum*) が為されるならば彼等は有罪と決定せられるであろうとの禁止令 (*inhibicio*) が出でたる後に於て, 彼等が〔現に〕有罪と決定せられるときは (*si post huiusmodi securitatem vel inhibitionem inde factam de huiusmodi commisso conuincantur cum super hoc fuerint conuicti*), 彼等に対して, 他人の恐怖〔一見せしめ〕にまで

(*ad terrorem aliorum*), 重い身代金が科せられるべきである(.....*grauiter redimantur*)。』
 上に見たる如き第33章並びに第34章の叙述——凡そ日常的な経済生活の円滑なる維持 = 運営のために基礎的 = 槓杆的な条件として働くところの度量衡の制度に就いてより多くの紙面を割ける所の其の叙述, に接して, 我々は, 爰に, 当時のNorwich市の・中世都市としての性格が其の経済的基礎構造にまで貫徹して現われて居ることを今更ながら痛感せざるを得ないのである。即ち, 夫れらは, 当時のNorwich都市民の食生活に至大の関係を有する, 一般に中世手工業的独立小生産者を代表するところのパン焼職人(*pistor*)の生産工程に於ける所の「共同体的規制」すなわち当時の此の都市のパン条例(*Assize of Bread*)の, まさに自主的なる遵守のために, いま毎年都市民中より廉直にして適法なる四人の人物を選び出し, 彼等をして斯かる共同体的規制—慣習法の実際の運営に当らしめて居るのであって, 其処に現われた所の民主的自治の性格は, 彼等四人の者が斯かる公共的職務に就くに当って為せる所の・都市共同体の人民集会の席上に於ける彼等の「宣誓」に依り, いま火を見るよりも炳らかなところである(*Schwurgemeinde*)。而して, 斯かるパン生産を十分「都市並びに祖国の公益のために」(*pro communi utilitate civitatis et patrie*) 為さしめんがためには, 斯かる四人のうちの半数は, 是れを生産者ならざる消費者の立場に立つ者の側から選出して居るのであって, その志向する所は, まさしく生産者・消費者の共存共栄の中世的誓約共同体的理想であり, いま「公正なる価格」(*justum precium*)はまさしく斯かる理想の結実したるものに外ならなかったのである。——但し, 其の場合, 爰に我々のひとつ留意すべき点がある, 夫れは, 一般都市民のなかから公選せられてパン条例の自主的な運営に当る所の, 斯かる「四人」委員の上部に——或いは其の背後に, 彼等を窮極に於て監督・指揮する立場に在る所の者として, 領主たる王に依り任命されたる此の都市の四人のベイリフが存在して居ると云う事実, 即ち是れである。此の点は飽くまでも看過せられてはならない。もとより, 彼等ベイリフたちは, 本来形式的 *de iure* には, 一般的都市民的基盤——具体的には全都市民の裁判集会——の上に聳立する自治都市Norwichの・いま都市行政なる社会的職務執行活動——Engelsのいわゆる „die gesellschaftliche Amtstätigkeit“ の機能を分担する所の「機関」(Organ)たるにしか過ぎなかったのであるが, 然し乍ら, 彼らベイリフたちは, いま, パン焼職人のごとき, 独立小生産者たると同時に小商人 = 小売商人たる者には非ざる所の, 当時此の都市の一面に於て有せる長距離商業の拠点 = 市場としての性格 = 地位を反映する, 此の地における・大陸 Gascogne 産葡萄酒の販売に従事する商人その他の・いま專業的なる各種の大商人—卸売商人に代表される, 一部の上層都市民の利害を現実には代弁する所の存在, であった, と思われるのである¹⁴⁾。

次章の第35章も亦度量衡に関する章であって, 当時, 羊毛その他, ハンドレッドウェイト

14) 此の点に就いては, 今後我々の認識をより一層深めてゆきたいと念願する者であるが, さしあたり前掲拙稿「中世都市民共同体の生成」の結語的部分, 125~6ページを参看いただければ幸いである。

hundredweight をもって大量に販売せられたところの商品の目方を測るのに用いられた計器—大竿秤(おおさおばかり)の *tron* (beam) について¹⁵⁾、規定せる所の章である。

第35章—『当[Norwich]市に於ける領主たる王の所有に係わる所の大竿秤(*Tron domini Regis*)に関しては、上記の[王]は、当該 *Tron* に[夫れの使用より夫れの所有者へ支払わるべき使用料として]帰属するところのものを(*quod ad Tronam pertinet*)[正式の手続を略して]即決にて(*de plano*)取得(*habeo*)すべきである、従って(*itaque*)上記の[Norwich市]に於ける如何なる都市民仲間(*conciuis*)もまたその他の如何なる者も彼の屋敷内で或いは[彼の屋敷]外で[—すなわち上記の王の *Tron* の正規の設置場所以外の場所において]卸して(*grossam*)売り[或いは買う]と云うことがあってはならない (*nullus conciuis nec aliquis alius in eadem infra domum vel extra grossam*), また、一人の都市民仲間に非ざる何らかの者が(*quicumque aliuis quam conciuis*)[—即ち、Norwich市以外の異郷の地より来れる外来商人が]、夫れが当該[王の]*Tron* に依って計量せられねばならない何らかの商品であるにも拘わらず当該[王の]*Tron* [に使用料収入の上で]の損失をもたらすこととなるような形で(*in preiudicium trone illius de nulla mercandia que per tronam debet ponderari*), [当 Norwich 市に在る]領主たる王の所有に係わる *Tron* を使用 [=計量]せねばならない何らかの商品を(*cuiuscunque mercandie que tronam domini Regis usitare debet*)[斯かる *Tron* を使用する事なしに]大量もしくは少量売り或いは買うことがあってはならない (*nec.....grossam nec modicam quantitatem.....vendat vel emat*). 而して、如何なる物も、羊毛(*lana*)も、ラード(*sepum*)も、その他其処[—Norwich 市]で使用 = 計量せられねばならない如何なる種類の《avoir-de-pois》(*aueria ponderis*)[—当時、重量単位のポンドをもつて少量ずつ売られる所の商品の目方を計るに用いられたる計器¹⁶⁾]も、夫れ[—前記 *Tron* の共同使用強制]を免れることは出来ない (*exinde nichil sit quietum necque lana neque sepum nec aliquod genus auerii ponderis quod inde debeat usitari vel ponderari*) —その際若し是れに違反すれば、上記の商品はすべて領主たる王の御用に供せらるべく[前記ベイリフたちに依って]没収せらるることとなる(*sub forisfactura ipsius mercandie ad opus domini Regis*). 而して、《avoir-de-pois》を然るべき仕方では計量せんがためには(*pro auerio ponderis debito modo ponderando*), *Tron* の管理人(*Tronator*)たる者は¹⁷⁾、*Tron* と同様にいま領主たる王の[*Tron* の]基準にしたがって(*per standardum domini Regis adeo bene quam Tronam*), 平衡に依るところの重量を

15) Hudson & Tiugey, edd., *op. cit.*, Vol. I, p. 177, n. 1.

16) *Ibid.*

17) Cf. N. S. B. Gras, *The Early English Customs System: A documentary study of the institutional and economic history of the customs from the thirteenth to the sixteenth century* (Cambridge, Mass., 1918), p. 99, n. 4.

有たしめるべきものとする(.....habeat Tronator balancias et pondera)。』

此処に現われる所の計器，とりわけ大竿秤の《tron》は，一般に中世封建領主が有したる封建的領主的特権，——即ち彼が，その支配下に在る共同体の全員に対して，ひとり彼のみが之を独占的に所有する所のものをいま共同に占有・利用せしめる所の，所謂「経済外的強制」—《banalité》の対象となっているものを表わして居るのであって，宛かも当時地方農村=荘園の領主直當地(*terra in dominio*; *demesne*)に存在せるところの粉礮場(*molendium*; *mill*)と同様な歴史的な性格を有するものであり¹⁸⁾，是れが強制的共同利用の反対給付として領主は恒に領民に対して一定額の金銭—使用料の納入を義務づけたのであった。斯かる使用料は，屢々文書史料の上では《tronagium》(tronage)または《pesagium》(pesage)なるタームをもって現われる¹⁹⁾。而して斯かる *tron* 使用料を支払って，元来領主たる王の所有に属する大竿秤の *tron* をいま使用して其の商品を計量せる当市の商人としては，先ず第一に，当時一般にイングランド農村に於て——特にその修道院の所領に於て——大量に生産せられた羊毛(*lana*)を買い集めて是れを大陸の先進的毛織物工業地帯なる低地地方——特にその Flandre 地方——に向けて輸出した所の，いわゆる‘staple town’としての都市の上層の都市階層を形成せる商人たちが挙げられるであろうが²⁰⁾，併し乍ら，斯かる長距離商業における大量の商品取引に従事する卸売商人—大商人とはまた範疇的に区別せられる所の，少量の商品の取引に従事する，短距離商業の局地的市場圏の中心を形づくる此の都市周辺の農村に於ける農民家族の世帯の経済から派生した・ラード(*sepum*)その他の余剰農産物といま当市に於ける手工業生産物とを——專業的商人の手を経ずして——直接的に媒介する役割を演ずる，本来独立小生産者=手工業者たる所の，小売商人=小商人——彼等も亦そこに厳として存在したことは，本章の叙述全体をいま注意ぶかく読むことに依って，我々の是れを明らかに認識し得るところである。

第36章——『居を当[Norwich]市に定める所の(*qui in eadem facit residenciam*)如何なる者も，彼が分相応の当市の税[—住民税](*lottum et soottum*)を支払って同市の共同の援助に貢献するに非ざれば(*nisi sit ad lottum et scottum illius ciuitatis et ad omnia eiusdem auxilia contribuet*)，此の市において商売を為す(*mercandizo*)ことを能わざるものとする。而して，当市の同輩(*par*)として受け入れられる者はすべて，自由(*liber*)にして何びとの隷属者(*seruus*)にも非ざる者とする(*quod omnes qui recipiuntur in parem ciuitatis sint liberi et non serui alicuius*)，而してそのための審査は，彼等が受け入れられ

18) 拙著『イングランド初期経済史の諸問題』(山川出版社，1978年)，210, 227, 229, 231, 254 f., 269 f. ペイジ，参照。

19) 拙稿「中世市場についての一考察」(『立教経済学研究』第42巻第3号)，69, 75 ペイジ；J. Z. Titow, *English Rural Society, 1200-1350* (London, 1969) [Historical Problems: Studies and Documents, Vol. iv], p. 192, n. 1.

20) Cf. T. H. Lloyd, *The English Wool Trade in the Middle Ages* (Cambridge, 1977), pp. 115, 117, 134.

る以前に十分に徹底して為されなければならぬ(et bene inquiretur antequam recipiantur)。而して、いま本人の自由なる意志に基づき且つ厳肅なる儀式に則つて入市することを許可せらるべき者は(illi qui admittentur gratis et solempniter)、通例一年に四回(*quater in anno ad terminos usuales*)毎年(*singulis annis*)全共同体[の成員]に依つて(*per totam communitatem*)此の[目的の]ために選任(*assigno*)せられたる者たちの面前において(*coram illis qui ad hoc assignantur*)、彼等の入市(*introitus*)を為さしめる[—彼等をして入市せしめる]べきであるが、その場合、少くとも(*ad minus*)斯かる[彼等の]入市[を許可する]に當つては如何なる場合に於ても(*in talibus introitibus quandocumque contigerit*) [彼等の資格審査のために]選任せられたる十二人の全員が其の場に居合わせる(*sint duodecim de assignatis presentes*)ように為すべく、而して夫れより少数なる時には如何なる者も入市せしめざるように為すべく(*et sine minore numero nullus admittatur*)、若し夫れ[—入市の許可]が他の仕方[—十二人全員の出席に依らずして]為されるのであれば、夫れ[—入市の許可]は[法的に]無価値であり無効たらしめられると云う形において(*quod si cecus fiat irritum sit et inane*)、為さるべきである。而して、斯くして入市を許可せらるべき総ての者は(*omnes qui sic admittentur*)、彼等の為せる本来の宣誓に拠つて(*per sacramentum proprium*)彼等を受け入れる前に(*ante eorum receptionem*)彼等の有体動産(*bonum*)の額(*quantitas*)について(*de quantitate bonorum suorum*)、秘かに(*secrete*)、[先ず第一には]上述したる所の十二人の者たちに依り(*per illos duodecim*)、次には[彼等入市を許可せらるべき者たちの中の特定の一人の]彼について、また此の点に於て[—彼を知る上で必要なる所の](*in hac parte*) 宣誓の上で提示せらるべき資産(*facultates*)[の額]について、知識(*noticia*)を有する所の[上記の十二人以外の]者たちに依り(*per alios qui noticiam habent ipsius et facultatum suarum per sacramentum in hac parte prestandum*)、慎重なる審査が為さるべきである(.....*diligentur examinentur*)。而して、いま若し彼[—入市を許可せらるべき者の一人]が余所者(*forinsecus*)であつて現在までのところ此の[Norwich]市に於ける徒弟(*apprenticius*)に非ざる時は(*si ille forinsecus et non extiterit apprenticius in ciuitate*)、当[Norwich]共同体に対して支払われるべき二十シリング[—1ポンド]以下[の入市金]を以て此のような彼を受け入れるべきではなく(*non minus recipiatur quam pro viginti solidis communitati soluendis*)、彼をして、彼の資産の許す限りに於て(*secundum quod sue suppetant facultates*)夫れ[—20シリング]以上[の額のもの]を[Norwich]共同体に対して献金せしめるべきである(*ulterius det*)。又、若しも彼[—徒弟]が彼の親方(*dominus*)の良き[—有効なる]証言(*testimonium*)を有せず、而もいま一マルク[—13シリング4ペンス]以下の金額[=入市金]に非ざれば如何にしても[入市することを]肯んじない(*et nullo modo pro minori precio quam una marca*)ならば、如何なる徒弟も当[Norwich]市の同輩として(*ad parem ciuitatis*)入市することを

容認すべきではない。而して、[若し]その場合そのような徒弟たる者の資産にしていま夫れ以上を賄い得るものであるならば([si] huiusmodi apprenticii facultates ulterius possint sufficere illa vice), かの十二人の者たちの布告に基づいて(*secundum ordinacionem illorum duodecim*)彼[一徒弟]の入市のためには(*pro introitu suo*)より多く[の金額]を[Norwich 共同体に]献金せしめるべきである(*plus det*)。而して、いま何らかの入市[の許可の事]に当れる所のかの十二人の者たちの名を(*nomina illorum duodecim ad quemlibet introitum*)記録に留め(*irrollo*)しめ、且つは[その際]該の新入市者の氏名(*nomen illius intrantis*), 該の新入市者の入市金[の額] (*finis illius intrantis*), 彼の保証人たち (*plegii sui*), 彼の[入市金の]支払いの期限(*terminus solucionis sue*), その年月日(*annus et dies*), 宣誓したる書記の氏名 (*nomen clerici iurati*) ——以上を、一枚の・中央にジグザグに切り線の入れる・左右対称の公文書に (*in uno Rotulo indentato et dupplicato*), [夫々其の左右の半面に記録せしめて], 宣誓したる書記が[——ジグザグの切り線に沿って折半せられ・半截ずつ正副二通に作成せられた公文書のうちの]一通をその手許に保有し(*habebit unum rotulum penes se*), いま一通は[都市共同体の]共同櫃きのなかに留め置かれる(*alius remanebit in communi cista*)と云うように、為さるべきである。而して以上の記載はかの宣誓をなしたる書記のほか何者にも之を為さしむるべからず[Et nullus alius irrotulet quam clericus ille iuratus.]。而して今や入市せんとする所の各人は書記に対して彼の労働の報酬[一手間賃]として六ペンスを支払わねばならぬ (*Et quilibet ingrediens dabit clerico sex denarios pro labore suo.*)。而して、新たに当[Norwich]市の同輩となれる所の者 (*ille novus par ciuitatis*)は、彼が同輩として受け入れられたる一年以内に (*infra annum sue recepcionis in parem*), 若しも以前に彼が当市にそのものを有したる事がなければ(*nisi prius habuerit in illa ciuitate*)同[市]に彼の家族と共に居住するために(*ad morandum in eodem cum familia sua*)或る定まったところの居住地を[新たに]彼自身かち得ることとなると云う (*quod.....impetrabit sibi certum habitaculum*), 確実な保証が与えられるべきであって(*.....bonam securitatem faciet*), その場合、彼をして彼の有体動産(*bonum sua mobilia*)を上記の[Norwich]市へ運び入れさせるべきである。而して、いま若し満一ヶ年を経過して猶且つ彼がそのことを為して居ないならば (*si non fecit post annum completum*), 彼は、曾てのごとく、彼の後続者[一家族]ともども、いま依然として一介の異郷人(*extraneus*)として止めおかれるべきである (*.....habeatur pro extraneo cum sequela sua sicut prius*)。而して、新たに入市する所の者は何びとであれ、彼が入市せる該その年一年間は(*illo anno [in quo] facit introitum suum*), 上記の[Norwich]市に於て如何なる住民税(*lottum*)も、また臨時の献金(*auxilium*)も、——但し後者に就いては、上記の[Norwich]市の市壁(*muros*)築造のため[の臨時の献金], 又夫れが必要とあれば市壁修復のため[の臨時の献金], は此の限りに非ず(*nisi tantummodo ad muros*

eiusdem ciuitatis faciendos [vel] si necesse fuerit reparandos)——も、是れを納めることを要しないのである。然し乍ら(*set*)、いま若し領主たる王にしてたまたま、彼の指定する所の期日に、同じ[Norwich 市]に於て、何びとと雖も之を忌避(*excuso*)すること能わざる何らかの臨時の献金—*auxilium* あるいは *tallagium*²¹⁾を賦課したる時には(*si contingat ipsum aliquod auxilium vel tallagium in eadem imponere cum voluerit unde nullus se poterit excusare*)、彼[一新入市者]は此の故を以て[一入市後一年に満たざることを理由にして] (*propter hoc*) 斯かる領主たる王 [の要求] に対し之を免がれることは出来ない (.....*non erit quietus versus dominum Regem*)。又、いま若し或る隷属者[一荘園領主の隷属民]にして入市せんと欲するとせんか、彼をして、何よりも先ず(*primo*)その[一領主の]開封特許状に依る所の(*per literas suas patentes*)彼(一隷属民)の領主(*dominus*)たる者の許可(*licencia*)を求めしめねばならない(*Et si seruus velit ingredi primo querat licenciam domini sui per literas suas patentes*)。』

先きに本‘*Custumal*’第35章の規定中に「都市民仲間」(*conciuis*)なる名辞を見出した我々は、いままた、此処に第36章に於て「都市の同輩」(*pares ciuitatis*)なる名辞を見出して、強い関心をそそられざるを得ない。即ち、此の一語の裡にこそ、凡そ、当時 Norwich 市がまさしく共同体以外の何物でもなく、その都市民がすべて平等なる仲間の存在であって、彼等はおしなべて、本章の冒頭に指摘されて居るごとく、「共同の援助」(*omnia auxilia*)[一相互扶助]のためにおのがじし貢献(*contribuo*)すべき間柄に在ったことが、——彼等はすべて、自由(*liber*)にして何びとの隷属者(*seruus*)にも非ざることが、端的に示されて居るのである。次に、夫れと同時に、我々の強く関心をそそられるのは、その際、斯かる自由なる所の生業としては「商売を為すこと」(*mercandizo*)が飽くまでその基軸をなすものと考えられて居ること、である。そうして、以下引続いて其処には、新たに「都市の同輩」として都市共同体への仲間入りを許可せられる者の資格検査に関する規定が長々と叙述せられて居るのであるが、その際、その審査には、「全共同体に依って」(*per totam communitatem*)選任(*assigno*)せられた所の、厳密に十二人の者が是れに当ることが、必須条件として明記せられて居る点がまた注目せられる。而も、その審査基準としては、そこに新たに「都市民仲間」たらんとする者の有する——彼の入市金(*finis*)の支払いと至大の關係の存する所の——「有体動産」(*bonum mobilia*)の額(*quantitas*)が設定せられて居ることが、先きの「商売を為すこと」との関連に於て飽く迄も注目されねばならないが、その際また特に注目に値いするのは、当 Norwich 市以外の土地—異郷の地の出身者たる余所者(*forinsecus ; extraneus*)の入市志願に就いての、其の特別の取り扱いでなければならない。此の点に関しては、併し、我々は、後段第42章の規定を分析する際に[一本稿(二)に於て]更に深く考えてみることにする。

第37章——『当[Norwich]市の如何なる都市民仲間(*conciuis*)も、同市に居住(*commoror*)

21) 前掲拙著『イングランド中世都市の展開』, 249ページ, 参照。

する所の他の〔一都市民仲間以外の〕如何なる者も、又夫れ〔一Norwich〕市の近郊 (*suburbium*)に居住する所の如何なる者も、その他何者であれ如何なる者も、——一年を通じて何時いかなる時も毎日 (*singulis diebus aliquo tempore anni*)〔Ndrwich 市に在る〕聖三位一体教会において (*ad ecclesiam sancte Trinitatis*) 聖母マリアの弥撒の〔開始を告げる〕ために (*ad missam beate Marie*) 鐘が打ち鳴らされる (*pulsetur*)〔すなわち一時課(早朝勤行)の時刻一午前八時〕までに於ては、——食肉 (*carnes*)、魚 (*pisces*)、鶏 (*volatilia*)、卵 (*oua*)、チーズ (*caseum*)、バター (*butirum*)、その他如何なる種類の食品 (*ciborum*) であれ〔夫れらを〕市場に於て (*in foro*) 水際の埠頭に於て (*super cayum in aqua*) 屋敷の中庭に於て〔また〕街の小路〔に於て〕 (*in domo curia vico venella*) その他同〔Norwich〕市の何らかの場所 (*locus*) または夫れ〔一Norwich 市〕の近郊に於て、他人に売るために (*ad vendendum aliis*) 買う (*emo*) ことは許されないし、また買うような素振りを示すことも (*nec emere presumat*)、彼の〔提供する所の〕手附金 (*arras*) 或いは God's money (*argentum dei*) に依って〔夫れらの商品を〕何らかの口実 (*color*)・需要 (*questa*)・術策 (*artis*) あるいは欺瞞 (*ingenium*) をもちいて手許に保留しておく (*attaco*) ことも、また許されない (*nec per arras suas aut argentum dei attachiet quocunque colore quesito arte vel ingenio*)。而して、如何なる者も同〔Norwich〕市に於て〔その値で〕売られるのが妥当であり且つ習慣でもあるところの値段以上の高値で以て売られるが如きことのないように (*ita quod nichil vendicione cariori in eadem ciuitate vendatur quam fieri debet et solet*)、このような売り物の食品を (*huiusmodi venalia cibaria*) 当〔Norwich〕市へ販売のために (*ad vendendum*) 運送 (*addunco*) ないし運搬 (*porto*) する所の人びとが、当〔Norwich〕市の公共の共同市場に (*ad forum publicum et commune ciuitatis*) 来て、其処で上記の〔売り物の食品類〕を同〔市場〕より購わんと欲する何びとに対しても自由に販売することを飽くまで (*quoquomodo*) 妨げられることのないように (*per quod huiusmodi venalia cibaria versus ciuitatem adducentes vel portantes ad vendendum quoquomodo impediuntur*)、何びとも上記の〔諸商品〕の孰れかの物を購わんがために、公道ごとに街路ごとに或いは小路ごとに会合を持つとしてはならないし (*nullus adeat obuiando per vicos stratas seu venellas*)、また当〔Norwich〕市或いは夫れの近郊における他の場所ごとに〔会合を持つとしてはならないし〕 (*nec per alia loca ciuitatis aut suburbii eiusdem*)、又〔同じ目的を以て〕陸路一リーグ²²⁾の遠出さえも〔当市の〕外へ為してはならないし又〔同じ目的を以て〕水路〔一リーグの遠出さえも〕当市の外へ之を為してはならない (*nec extra eciam per unam leucam itineris per terram nec per aquam*)。——而して、当〔Norwich〕市並びに〔其の周辺の〕農村の人びとは、斯くの如き買付け人 (*emptores*) に依るところの損害を蒙るべきではないのである (*ne populus ciuitatis et patrie per huiusmodi emptores dampna incurrat*)。また、このような食料品

22) 前掲拙稿「中世市場についての一考察」, 65ページ, 参照。

(*victualia*)を当[Norwich]市に運送し運搬し来たる所の者は何びとも決して(*quoquomodo*), 夫れら[の食料品]を上述した所の時間[一教会の一時課の時刻即ち午前八時]までに購わんと欲する如何なる者に依っても[午前八時以後]公共市場に於て(*in publico foro*)夫れらを自由に販売することを妨げられてはならないのである(*nullus qui talia victualia versus ciuitatem adducit vel portat quoquomodo impediatur quominus illa in publico foro cuicumque ea emere volenti libere vendere valeat usque ad horam predictam*)。而して、上述の事に違反せることを発見せられた総ての者(*quicumque inuenti fuerint contra premissa venientes*)[に関し], 当[Norwich]市の[四人の]ベイリフたちに対して為される善良なる人間[一都市民]の此の件に関する申し立て或いは告発(*querela vel officio boni viri balliuis ciuitatis super hoc fiat*)[にもとづき], 是れに関して有罪と決定せられたる斯かる違反者(*talis delinquens super hoc conuincatur*)[が若し此処に在りとするならば], いま斯く有罪と決定せられたる彼をして当該申し立て人に対してその者の[蒙れる所の]損害を補償せしめるべきである(*reddat ipse conuictus querelanti dampna sua*)。而して、彼[一違反者]は、斯かる人間がいま或る一つの申し立てに依り発見せられたるか將又ベイリフたちの職権[の発動]に依る所のかの場合に[発見せられたるか]を問わず(*siue inuentus fuerit talis ad querelam siue ex officio balliuorum illa vice*)ベイリフたちの手前[当市の裁判所に依って]重い罰金が科せられるべきである(*grauite amercietur versus Balliuos*)。而して[いま若し]再度(*iterum*)彼が当[Norwich]市に於て為^{して}出かしたる類似の違反[行為]に依って有罪と決定せられたらば([*si*] *iterum super consimili delicto conuincatur in ciuitate perpetrato*), 彼をして、一切の彼の商品(*mercandia*)をベイリフたちの御用[一没収]に供すべく差し出さしめ(*perdat totam mercandiam ad opus Balliuorum*), 夫れのみならず(*et nichillominus*), ——彼の処罰が他の者たち[へ]の恐怖[一見せしめ]となるように(*ita quod eius punicio sit metus aliorum*), また彼の過失が人びと[の眼]に飽くまでも明々白々たらしめられるように(*et populo manifestetur eius culpa*), とりわけ此の件に於ける処罰の理由に関し公けの布告が市場(*forum*)に於て[公然と]為されるように(*et fiat publica proclamacio in foro de causa punicionis sue in hac parte*), ——彼[一違反者]をしていま[Norwich]市の裁判所(*curia*)の[下せる]決定ならびに判決に^{さらし}擲って晒台(*pilloria*)上に曝さしめるべきである(*.....ponatur super pilloriam per considerationem et iudicium curie ciuitatis*)。而して、上述せる処罰は[身代金を支払うことに依って]撤回せられるべきものでもなければ(*predicta punicio non redimatur*), またベイリフたちに斯かる処罰を取り消す権力を持たしめるべきものでもない(*nec Balliui habeant potestatem huiusmodi punicionem redimendi*), そしてそのことはいま^全共同体並びに^此の^国の^{人民}[全体]に係わりの有ることであるから(*et illud tangit totam communitatem et populum tocius patrie*), [ベイリフたちに]夫

れ〔一処罰〕の執行を有耶無耶にする所の権力を持たしめるべきでもなければまた是れ〔一処罰〕を延引し或いは延期するが如き権力を持たしめるべきでもなく (*nec illius executionem dissimulandi nec differendi seu retardandi*), 却って (*ymmo*), 彼〔一違反者〕にして有罪と決定せられたる暁には即刻 (*incontinentim*), 〔彼等ベイリフたちは〕彼等の〔為せる〕宣誓に基づいて該判決を実行に移し職務を完遂〔すべきである〕 (*ymmo incontinentim cum fuerit conuictus illud iudicim reddendi et complendi in virtute iuramenti sui*). 而して, いま若し三度び (*tercia*) 斯かる違反者が上述せる所の処分〔が為されたる〕にも拘わらず当〔Norwich〕市に於て発見せられたらば (*si terciã vice inueniatur talis delinquens in ciuitate non obstantibus punicionibus predictis*), 彼をして以前の如く彼の商品を差し出さしめ (*perdat ut prius mercadium illam*), 以前の如く処罰を受けしめ (*et puniatur ut prius*), 直ちに一年と一日のあいだ当〔Norwich〕市を離れることを誓わしめ (*et statim abiuret ciuitatem per unum annum et unum diem*), にも拘らず若しも彼にして其の故に〔夫れを為すべき責任を〕有するならば彼をして当該申し立て人に対して損害を弁償せしめるべきである (*et nichillominus reddat dampna querelanti si unde habet*), 而して, 若しもその後偶々 (*in casu*) 彼が其処に住むべく当市に帰来するならば (*si postmodum in casu ciuitatem reuertatur in eadem moraturus*), 彼をして, 将来当〔Norwich〕市に於て斯かる〔違反行為〕を〔二度と再び〕為さざるべき事の有効なる保証を見出さしめるべきである (*inueniet bonam securitatem quod talia nuncquam committat in eadem*). 而して, 如何なる都市民仲間 (*conciuis*) も, また当〔Norwich〕市の奉仕者〔一共同体の公務員〕 (*seruiens ciuitates*) も, 斯かる者たちを彼等の悪行 (*maleficium*) に駆り立てたり, 如何なる仕方にもせよ (*quoquomodo*) 彼等を支持したり或いは又擁護したりすることがあってはならない (*nullus conciuis vel seruiens ciuitatis tales in suis maleficiis foueat nec manuteneat aut defendat quoquomodo*), と云うのは, 斯かることに依って極めて大いなるところの不和 (*scandalum*) が当〔Norwich〕市に捲き起り, そして毎日のように (*indies*) 捲き起り得るからである (*quod[?] quia] de talibus maximum scandalum oritur ciuitati et indies poterit oriri*). 而して, 上述の事柄に就いて, 古来形づくられた共同体の自由と慣習と条例とに反して (*contra libertatem et consuetudinem et ordinacionem communitatis ab antiquo*) いま斯かる者たちが此の様な悪行を為すのを勇気づけ是れを不法に (*minus iuste*) 擁護する所の振舞いを為したる廉を以て有罪と決定せられたる者は彼が何者であろうとも (*quicumque conuinci poterit quod tales contra libertatem et consuetudinem et ordinacionem communitatis ab antiquo in premissis factas in huiusmodi malicia fouere presumit vel defendere minus iuste*)——斯かる幫助者 (*factor*) 或いは擁護者 (*defensor*) は, その都度 (*quotiens et quando*), 彼がそのように有罪と決定せられたる時に, 当〔Norwich〕市の共同の利益のために (*ad communem utilitatem ciuitatis*) 半マルク〔—6シ

リング 8 ペンス]の罰金 (*forisfactura*) を徴せられるべきである (*sit talis factor vel defensor in forisfacturam dimidie marce ad communem utilitatem ciuitatis quotiens et quando sic poterit conuinci*), — その場合、斯かる罰金は彼の有罪決定後直ちに (*incontinentim*) [四人の]ペイリフたちに依り徴収せられ当[Norwich]市の[王の役人たる]式部官(*camerarius*)たちに交付せられねばならない、そうして式部官たちはまた彼等として夫れ[一上記の罰金]が記録簿に記入せられ他の事柄のあいだで[一他の事柄との関連に於て]夫れに就いて説明が為されるようにしなければならない (*que in continentim postquam conuictus fuerit per Balliuos leuetur et camerariis ciuitatis liberetur qui hoc faciant irrotulari et inde inter cetera compotum suum reddent*)。』

いま、以上の如き内容の、此の第37章の規定の対象となす所の者は、啻に都市民仲間には限定せられずして、凡そ総ゆる者に及んでいる。而して、一部そこには此のウェンサム河 *The Wensum* の畔なる当市周辺の漁村の漁民の余剰生産物 一魚のごときものも認められはするが、主として当市周辺の農村の農民が彼等の余剰生産物たる食肉・鶏・卵・チーズ・バター等のいわゆる「売り物の食品」(*venalia cibaria*)を「販売のために」(*ad vendendum*)此の市へ搬入し来る場合が其処に想定せられて居り、夫れらの物は、水揚げの行われる河岸の波止場、市民の一般に屋敷の中庭、街の小路等々に於てではなく、必ず一定の空間的に限られた場所すなわち「当市の公共の共同市場」(*forum publicum et commune ciuitatis*)において何びとにも此れらの商品を自由に購入し得るよう開かれたる形で公然と販売せられねばならず、その事の許されるのは毎日午前八時以降[夕刻まで]の昼間の明るい時間に限られて、一部の、「他人に売るために」(*ad vendendum aliis*)買う(*emo*)ところの、專業的なる商人—「買付け人」(*emptores*)が、いま当市の公道(*King's highway*)・街路・小路その他何らかの地区ごとに会合を行い「談合」を為して、午前八時以前に、一般の需要者に先んじて、農民・漁民の齎らす所の余剰生産物を右の「談合」の結果協定せられたる一定の価格—安値を以て買い叩き—買い占める、と云った如きことが決してあってはならない旨、規定して居るのである。即ち、本規定の主旨は、「その値段で売られるのが妥当であり且つ習慣でもある所の値段以上の高値」でもって売らんとする者の出現、—元来、安く買って高く売る、「譲渡利潤」(*Veräußerungsprofit*)の追求を志向する所の、「買付け人」・「買占め人」(*regratariis*)・「先買人」(*forestallariis*)のごとき者の出現、を可及的に妨止して²³⁾、一般に「公正なる価格」に依る所の取引と云う古来の慣習を飽くまでも保持せんとする、まさにそのところに存するのである。而して、そのあと、如上の慣習法の違反者に対す

23) 此処に「買付け人」と並べて挙げられた「買占め人」並びに「先買人」なるタームは本第37章のテキスト自体には現われてこないが、此の‘*Custumal*’の一つの copy がいま1452年のころ成立を見た此処Norwich市の‘*Book of Pleas*’中に収録せられた際、‘*Custumal*’の本文の前に各章ごとの夫々のテーマを簡約・表示せる所の標題のリストが掲げられて居り、其の第37章の標題に「買占人並びに先買人について」(*De Regratariis et Forestallariis*)としていま此れら二つのタームは現われている。

る罰則規定が、其処に本章全体の紙幅の半ば以上を占めて巨細に亘り縷々叙述されて居るのであるが、その場合我々に依って先きに指摘せるごときベイリフの^{本来的形式的性格}—その社会的職務執行活動の「機関」たる性格[前段54ペイチ参照]との^{関連}に於て茲に注目せらるべきは、此の自治都市 Norwichの都市裁判所とかのベイリフとの^{法的関係}でなければならない。即ち、其処では、ベイリフは飽くまで都市裁判所の^{下風に立つもの}として位置づけられて居り、彼等ベイリフが「全共同体並びに此の国の人民全体に係わりのある」所の都市裁判所の^{決定に服すべき}ことが、其処に明記せられて居るのである。

第38章——『当[Norwich]市に於ける取引(*mercandia*)は、^そ該の都市の同輩(*pares ciuitatis*)たる所の者総てにとって共通(*communes*)なるものであり、且つ又共通なるものであるべきであるがゆえに——而して[一然るに現実には]若干の者たちは分別(*racio*)と当市の慣習(*consuetudines*)とに反して(*contra rationem et ciuitatis consuetudinem*)或る一人の都市の同輩を敵に回して(*versus parem ciuitatis*)[当市の全体としての]当該取引に就いて其の^{二つ三つ}或いは^{四つないし}夫れ以上もの持分(*pares*)を占めんものと(*ad habendum duas tres vel quatuor partes vel amplius illius mercandie*)彼等自身の奉公人(*seruiens*)たち或いは召使(*minister*)たちとして彼等が認むる所の(*quos aduocant pro seruientibus suis propriis seu ministris*)二人、三人、或いは四人又は夫れ以上の^{数の}彼等の奉公人たち或いは彼等の選ぶ所の^{其の他の者たち}[を使用すること]に依って(*per duos tres vel quatuor aut plures seruientes suos vel alios quos voluerint pro de suo eisdem dando*)彼等の買入れ(*empciones*)を為す所の習慣(*usus*)を有して居るがゆえに(*et quidam.....habent ex usu faciendi empciones suas*)斯かる買入れ並びに取引(*mercandis*)に参入せんと欲する同[Norwich市]の彼等の都市民仲間(*conciues*)並びに同輩たち(*pares*)が上記の事柄[一買入れ並びに取引]に於て彼等の資力(*facultas*)に応じて(*iuxta eorum facultatem prout debent in premissis*)平等に(*equaliter*)利益の分け前に与ることを妨げられると云うことが決してないように([*ita*] *quod conciues sui et pares eiusdem qui huiusmodi empcionibus et mercandis se voluerint immiscere non impediuntur quin illi equaliter proficere poterint*), 今後は何びとも、^{彼自身に依るか}或いは^{彼の数ある奉公人のうち唯一名の者に依るのほ}かは当[Norwich]市において斯かる買入れ行為をなすことを能わざるものとする(*nullus de cetero tales empciones faciat in ciuitate nisi per se ipsum vel unum seruientem suum tantum*)。而して[買入れの]斯かる仕方に違反したる事が発見せられ、夫れに関して[一般都市民の]申し立て(*querela*)に依ってか又はかのベイリフたちの職権(*officium*) [に基づく告発]に依っていま[都市裁判所に依り]有罪と決定せられたる者は何びとであれ(*quicumque inueniri poterint contrauenire et per querelam et officium Balliuorum conuincantur*)当該申し立て人(*querelans*)をしてその[蒙れる]損害(*damnum*)を恢復(*recupero*)せしめて、当該取引に於て彼の[当然占むべき]正当なる(*rationa-*

bilis)持分(*pars*)を有せしめるべきである(*habeat querelans suum recuperare de dampnis suis et racionabilem partem suam in illa mercandia*)。而して斯くの如き[社会秩序の]攪乱者(*perturbator*)に対しては彼の罪[の償い]としてベイリフたちの手前[裁判所に依って]重い罰金が科せられるべきである(*et ille perturbator grauiter americietur versus Balliuos pro culpa sua*)。而して[いま若し]夫れに関し如何なる申し立ても為されず、ベイリフたちに対し[此の]件に関し如何なる届出[通報]も為されずして、而して[一而も猶]当市に於て禁ぜられて居る此の種の違反[行為] (*delictum*) の為されたることが発見せられるとすれば ([*si*] *nulla sit inde querela nec ostensio Balliuis super [hoc] facta et huiusmodi delictum inhibitum in ciuitate reperiatur esse commissum*)、ベイリフたちをして、此の種の違反[行為]が為されつつあることに関し然かすることが彼等にとり適切であると思われる其の都度(*frequenter*) 職権をもって(*ex officio*) 査察(*inquiro*)せしめ (*inquirant Balliui ex officio frequenter cum eis visum fuerit de huismodi delictis commissis*)、而して、当該犯罪を犯せる者(*culpabiles*)の処罰が爾余の者たちにとり一つの恐怖(*metus*)となるように、又当[Norwich]市並びに祖国に於て(*in ciuitate et patria*)此の事から醸し出された不和(*scandalum ab hoc*)が沈静して其の結果[最早][Norwichの都市]共同体[自身]がいまベイリフたちの職務怠慢に依って[惹き起されたる] (*in defectum Balliuorum*) [都市民の侵害せられた] 権利の恢復 (*remedium*) を考慮することを強いられると云った如きことのないように、——当該犯罪者を[嚴重に]処罰すべきである(*et culpabiles ita puniantur ut eorum pena sit metus aliorum et scandalum ab hoc in ciuitate et patria deleatur ne communitas in defectum Balliuorum remedium apponere cogatur*)。』

見らるるごとく、本章の規定も亦、都市共同体Norwich市の成員たる総ての都市民の・都市の同輩(*pares ciuitatis*)ないし都市民仲間(*conciues*)としての「平等」を能う限り維持せんとした、慣習法的規定である。即ち、夫れは、各人の使用することを許される所の奉公人(*seruiens*) 或いは下男 = 下僕 (*minister*) —— 近代的な自由なる雇傭労働契約には依拠せず中世的な共同体的規制 = 経済外的強制の下に服する所の封建的な雇傭労働者 —— の数をいま制限することを通して、当代 Norwich における主要生業たる取引 (*mercandisis*) 或いは買入れ (*empciones*) のごとき一般に商業活動への、各都市民の参入 = 参加の持分 = 分け前 (*pares*) を相対的に均等化し、よって以て一般都市民間の階層分化の展開 —— 窮極的には都市民共同体の分解 = 解体を、可及的に阻止せんことを意図して居るのである。

第39章——『如何なる都市民仲間』(*conciuis*)も或は又都市の同輩(*par ciuitatis*)も、当該奉公人(*seruiens*)²⁴⁾が厳肅に(*solempniter*)彼の入市 (*introitus*) を遂げ一個の都市の同輩となる以前に如何なる口実の下にもせよ(*quocunque colore priusquam ille seruiens fe-*

24) 前段、本 'Custumal' 第38章に就いての記述、参照。

cerit introitum suum solemniter et deueniet par ciuitatis), 購買(*emendo*)あるいは販売(*vendendo*)に依って取引(*mercandia*)を為すに当り彼の奉公人を相棒〔の関係〕(*societas*)に引き入れるべきではない(*nullus conciuus vel par ciuitatis aliquem recipiat serui-entem suum ad societatem in mercandia facienda emendo vel vendendo*), 又, 彼〔一奉公人〕が収益(*lucrum*)を彼自身の用途に充て或いは又彼の上記の主人(*dominus*)と之を分たんがために(*ut lucretur ad opus suum proprium vel participet lucrum cum eodem domino suo*)〔如何なる都市民仲間も或いは又都市の同輩も彼の奉公人を〕彼の徒弟(*ap-prenticius*)として(*in apprenticium*)〔引き入れるべきではない。〕而していま若し何びとかが, 此の仕方を探って(*in hac parte*)有罪と決定せられたる場合には(*si quis poterit conuinci in hac parte*)彼は当〔Norwich〕市の共同の援助に対し〔——相互扶助のために役立つべく〕(*ad commune auxilium ciuitatis*)四十シリングの罰金を徴せられるべきであり(*.....erit in forisfactura xl solidorum ad commune auxilium ciuitatis*), 夫れ〔-40シリング〕は彼が有罪と決定せられたるのち (*postquam conuictus fuerit*)彼の有体動産から (*de bonis suis*)直ちに(*statim*)取り立てられて, ペイリフたちに依り当〔Norwich〕市の〔前出〕式部官(*camerarius*)²⁵⁾たちに交付せられ此の町の福利に (*in utilitatem ville*) 転換(*conuerto*)〔一充当〕せらるべきであって, このことはいま決して蔑しろにされることであってはならぬ(*hoc nullo modo omittatur*)。』

第40章——〔本章は, 此の‘Custumal’の其の第15世紀の謄本の成れる迄の転写の過程に於てその原形が損われたと思われる箇所が尠からず, 甚だその意を捕捉し難いのであるが, 大意はほぼ次の如きものである。』〔如何なる屠畜業者も, 仲介業者〔一仲買人〕も, そのほか *tipler* たち (*tipulariis*) と称ばれる所の者も, 金銭に依っても, 或いはまた *annona*〔すなわち (*id est*)——穀物〔一エール醸造用の大麦〕(*bladum*)・家畜〔一屠畜業者に依り屠らるる〕(*animal*)を保留(*attaco*)する所の手附金(*arnest*)と云う名の God’s silver〔神のペニイ銀貨〕(*argentum dei*)に依っても (*nec per argentum dei annonent nomine annone id ist arnest attachient blada animalia*), 或いは又, 彼〔一売り手〕から買入れられた商品(*mercandia*)のために売り手 (*venditor*) をして満足せしむべく当該買入れ(*empcionem*)直後に夫れらが用意されて居らざる限り (*nisi statim post illius empcionem parati sint ad pacandum venditori pro mercandia ab eodem empta*) 販売のために (*ad vendendum*) 当〔Norwich〕市に齎らされる所の如何なる其の他の販売品(*venale*)に依っても (*nec aliquod aliud venale quod venerit ad ciuitatem ad vendendum*), 決して購入(*emo*)せらるべきではない (*nullo modo emant*)。斯くて〔農村より此の Norwich 市に来れる所の〕百姓たち (*patriote*)が支払いを延ばされたり, 或いは当市の誰かとの間で彼等〔一百姓たち〕の〔受くべき〕

25) 前段, 本 ‘Custumal’ 第37章の記述〔63ページ〕, 参照。

報酬を受け取ること——彼等の商売を為すことを妨げられたり、するようなことが決してない様になければならない(Ita [quod] patriote non dilatentur nec impediuntur in eorum pacacione recipienda et negocia sua alicui de ciuitate inde facienda.)。しかして如何なる *felenga* [?—仲間の者 ?] も、当該買い手 (*emptor*) たる者が其の購入する所の物品を一覧せる上[購入]契約を結びたるのちにおいて(postquam emptor post visum et convencionem rei empte) その様にして販売せられ購買せられたる上記の商品に就いて(in eadem mercandia sic vendita ei empta)——原文ニ欠落有り——なざるべきではない(*nulla feleuga fiat*)、その際もしもいま売り手(*venditor*)が夫れに就いて[正しい]知識(*noticia*)を有して居るとすれば(*noticiam habeat si quod venditor*)、……当該申し立て人(*querelans*)[=売り手]をして当該商品の量に従って(*secundum quantitatem*)彼の[蒙れる所の]損害(*dampni*)並びに彼の[受くべき]報酬の支払いに於て為される延滞(*dilatio*)に就いて、十分[なる補償]を有せしめるべきである(*plene habeat querelans dampna sua secundum quantitatem mercandie et dilationem sibi factam in pacacione sua*)、而して夫れにも拘わらず(*et nichillominus*)いま若し彼[一違反者]にして其のことを為すに[隔たりを]有すとせんか(*si habeat unde*) 当該違反者(*delinquens*)はベイリフたちの手前[都市裁判所に依って]重い罰金を科せられるべきである(*ille delinquens grauiter amercietur versus Balliuos*)。而して猶も彼にして其のことを為すことを止めざりしならば(*et si non habeat unde*)、彼は、ベイリフたちの意の儘に何らかの他の方法で十分に罰せられるべきである(*puniatur bene alio modo iuxta arbitrium Balliuorum*)。而して若しまた彼にして此の事[一違反行為]を常習的におこない(*si hoc fecit ex consuetudine*)且つ此の事に就いて有罪と決定せられたりとせんか(*et super hoc conuincatur*)、彼を晒台(*pilloria*)を以て[一晒台に掛けることに依って][嚴重に]処断すべきである(*puniatur per pilloriam*)、而してそのことの如何に拘わらず[一方]当該申し立て人に対しては其の[蒙れる所の]損害に関して満足を与えるよう[その補償額に就いての]判決が下されるべきである[*et nichilominus satisfaciat querelanti de dampnis suis adiudicandis*]。而していま若し彼[一違反者]にして他[の訴訟事件]に於ても有罪の判決を受けたるときは——そのときは(*tunc*)彼をして[前出]第37条に於けるが如くに²⁶⁾一年と一日のあいだ当[Norwich]市を離れしめるべきである(*Et si alias poterit conuinci tunc abiuret ciuitatem per annum et diem &c. ut in xxxvij^o capituto.*)。』

本第40章の規定も亦、此のNorwich市の周辺農村よりしていま彼等の余剰生産物一家畜その他の農産物を携えて是れが販売のため(*ad vendendum*)当市に来れる所の百姓たち(*patriote*)と他方は是れを購入(*emo*)せんとする所の一部都市民との間における、時として手附金(*annona*—

26) 前段、本 'Custumal' 第37章の記述[62ページ], 参照。

arest ; argentum dei) の供与を伴う所の商取引の円満・公正なる運営を実現せんことを意図した所の規定であるが、その場合、一部の都市民のうち仲介業者〔一仲買人〕は之を姑く措き他の二者は、孰れも本来「百姓」(*patriote*)同様生産者(*producer ; Produzent*)たることが此処で特に注目せられなければならない。即ち、屠畜業者(*carnifex*)が此の都市に住む独立の小生産者―手工業者であることは今更贅言する迄もないが、ティブラア(*tipilarius*)といま称ばれて居る所の者も単に居酒屋の亭主(*alehouse keeper*)²⁷⁾であるに止まらず、斯かる小商人(*petty dealer ; retailer*)たるまえに何よりも先ず百姓より買い取れる穀物〔一大麦〕(*bladum*)を以て‘hop’の入り居らざるビールを醸造する所のエール醸造人(*brachiator ; brewer*)と云う一個の手工業者―独立小生産者であったのである²⁸⁾。斯くて此の第40章は、概ね「商売を為すこと」(*mercandizo*)を以て都市民の「自由」(*libertas*)の根拠となして居るところの²⁹⁾・此のNorwichの‘Custumal’における商業＝取引関係の諸章のなかにあつてはいま特異なる一章に属すると判断することが出来、我々は、其処に、既に第35章の分析に当つてもひとたび之を認め得たる³⁰⁾、此の‘inter-local’な―全国的 national ないし民族間的 international な・長距離商業(long-distance trade)の一つの拠点となすと同時にいま局地的 local なる短距離商業(short-distance trade)の一中心となすところの、此処 Norwich 市における、其の周辺農村の余剰農業生産物と同市の手工業生産物との・專業的 professional ; berufsmäßig なる商人の手を介せずして行われる、直接的 unmittelbar なる生産物交換 Produktenaustausch の一局面を、明らかに認めることが出来るのである。〔未完〕

27) William Hudson & John Cottingham Tingey, ed., *op. cit.*, Vol. I, p. 186, n. 1. 其の意味に於ては、既引‘Custumal’第33章に現われたところの《*tabernarius*》〔前段, 52ページ〕と同じものである。

28) 前掲拙著『イングランド中世都市の展開』, 232～233ページ, 参照。

29) 前段, 59ページ, 参照。

30) 前段, 56ページ, 参照。